

守ろう! 確かめよう! 最低賃金!

鹿児島県最低賃金は時間額 **627円** です!

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

地域別最低賃金	時間額 (円)	効力発生日
鹿児島県最低賃金	627	平成20年10月18日

産業別最低賃金	時間額 (円)	効力発生日
電気機械・情報通信機械器具 電子部品・デバイス製造業	685	平成20年12月31日
百貨店、総合スーパー	665	平成20年12月26日
自動車（新車）小売業	692	平成20年12月17日

地域最低賃金は、県内すべての労働者に適用されますが、産業別最低賃金の対象産業に該当する場合は、その産業別最低賃金が適用されます。

産業別最低賃金の産業に該当する場合でも、『18歳未満65歳以上の人』『雇入れ後6か月未満で技能習得中の人』『清掃または片付けの業務に主として従事する人』などの一定の場合は、産業別最低賃金の適用はなく、地域別最低賃金が適用されます。

【お問い合わせ先】 鹿屋労働基準監督所 TEL 0994-43-3385

“尊い命を救うために” PA連携を実施しています!

大隅曾於地区消防組合では、救急隊だけでは業務遂行が困難な場合や、救命のために一刻を争う事態において、救命・救出・救護活動をこれまで以上に素早く確実に、かつ安全に行うことを目的として、救急隊の出動と同時に消防隊が出動し救急活動を支援する『PA連携』を、平成20年4月から実施しています。

※ PA連携とは、消防車 (pumper) と救急車 (ambulance) の頭文字を取ったものです。

- 消防車もサイレンを鳴らして救急現場に駆け付けます。
- 病院までの搬送は、従来どおり救急車でいきます。

<消防車も出動する場合は>

- 通報の内容から、傷病者が心肺機能停止状態である場合
 - 階段や通路などが狭く、傷病者の搬送が難しい場合
 - その他救急隊の活動を支援する必要があると判断した場合
- ※ ただし、災害等で出動できない場合もあります。



【お問い合わせ先】 大隅曾於地区消防組合消防本部 通信指令室 TEL 099-482-0119
警防課警防係 TEL 099-482-0579